仙台市消防局からのお知らせ

火災から命を守る 消防訓練





消防訓練は消防法で定められています。

火災は予期せぬ場所やタイミングで発生します。
いざという時に役立つ消防訓練を実施しましょう。

火災の実例 1

火災を通報し終わった頃には、避難が困難な状況になっていた。



通報訓練

訓練であっても、火災が発生していることをしっかり意識しましょう。

ポイント1 通報の手順(内容)を確認し、通報役とオペレーター役に分かれて訓練しましょう。

▶▶▶119番通報のかけかた
(仙台市ホームページ)

ポイント2 安全な場所で通報しましょう。

▶▶▶訓練の出火場所から煙や炎がどう広がるか予想し、安全な場所をしっかり判断しましょう。

ポイント3 119番通報訓練を希望する場合は、管轄の消防署へご相談ください。

仙台市消防局

お問い合わせ先

青葉消防署予防課指導係	022-234-1121	太白消防署予防課指導係	022-244-1119
宮城野消防署予防課指導係	022-284-9211	泉消防署予防課指導係	022-373-0119
若林消防署予防課指導係	022-282-0116	宮城消防署予防係	022-392-8119

火災から命を守る消防訓練

火災の実例2

屋内消火栓の使い方がわからず、初期消火が出来なかったため、被害が拡大した。



消火訓練

火災は小さいうちに消火出来るよう日頃から備えましょう。

ポイント1 初期消火に使う消火設備（消火器や屋内消火栓など）は皆さんが使用するものです。

▶▶▶使用方法や設置場所をしっかり確認しましょう。



▲屋内消火栓 外部



▲屋内消火栓 内部

▲1号消火栓の使い方

▲2号消火栓の使い方

仙台市防災安全協会YouTubeチャンネルにリンクします。

ポイント2 実際に消火設備を使用してみましょう。

▶▶▶実際に使用する場合は、必ず消防設備事業者などの立会いのもと行いましょう。

火災の実例3

❶普段、避難経路を意識したことがなく、避難できなかった。



❷防火扉が閉まり日常と室内の景色が変わったため、避難口がわからなくなり避難できなかった。



❸避難器具の使用方法を誤り、避難中に高所から落下した。



避難訓練

慌てず安全に避難するために、真剣に考え取組みましょう。

ポイント1 一人ひとりが正しい避難経路を複数把握しましょう。

▶▶▶出火場所に応じて最適な避難経路を選択し避難しましょう。

ポイント2 火災が発生した時の状況をリアルに再現しましょう。

▶▶▶防火戸や防火シャッターは閉めた状態で訓練しましょう。

ポイント3 非常口の解錠方法をしっかり理解しましょう。

▶▶▶非常口に解錠方法の記載はありますが、火災発生時は煙や停電で読めないことがありますので、訓練で解錠方法を確認しましょう。

ポイント4 避難器具を使用した訓練を実施し、正しい使い方を把握しましょう。

▶▶▶実際に使用する場合は、必ず消防設備事業者などの立会いのもと安全に十分注意して行いましょう。

仙台市消防局からのお知らせです

共同住宅への立入検査手法を見直しました

令和8年4月1日から実施

対象：共同住宅

現地立入検査から電話等の通信手段による調査へ移行します



主な調査内容

- ☑ 共同住宅の関係者の現況
- ☑ 消防用設備等や避難施設の維持管理状況
- ☑ 法令に基づく届出、報告状況

電話等調査（通信査察）の詳細については裏面へ►►►

電話等調査（通信査察）について

通信査察とは

これまで消防職員が直接共同住宅等に赴き実施していた
立入検査に代えて、電話、電子メール又はFAX等により
防火管理状況等の確認を行うものです



調査の流れ

① 調査の事前調整

・調査には少し時間がかかるため、調査日程を事前に調整させていただきます。
・調査日には、「建物概要がわかる書類」や直近の「消防用設備等点検結果報告書」、「消防計画」等をお手元にご用意ください。
・調査にあたっては、防火管理者のほか、下記調査事項について回答が可能な方の対応をお願いします。
※日程調整の電話の際に、調査への対応が可能な方がいて同意が得られましたら、そのまま調査を実施させていただきます。

② 調査内容

・消防用設備点検の実施状況、防火管理者（該当する場合のみ）等の届出状況、避難施設の維持管理状況（障害となる物件の放置がないか等）を確認します。

③ 調査の実施

・消防署員が事前に調整した日時に連絡します。なお、災害発生時には、お約束の時間になっても連絡ができない場合がありますので、予めご了承ください。
・ 調査の結果、不備が認められた場合は、口頭やメール等で改善指導を行います。本市ホームページ（右のQRコードで読み取れます。）を参考に改善するようお願いします。
・本調査は電話による調査を基本としておりますが、電子メール、FAX等による調査も可能です。職員にお申し付けください。

「消防署による立入検査・電話調査時等の指摘事項への対応方法」
https://www.city.sendai.jp/yobo-shido/jigyosha/taisaku/bosai/jigyosha/shitekijikoutaiou.html

注意事項

調査にご承諾いただけない場合や本調査により確認した不備が改善されない場合、また、管轄消防署が必要と判断した場合には、従前どおり消防署員による現地立入検査を実施することがあります。
・調査は5年周期です。不備事項等が無ければ、次回の調査は5年後となります。

※かかってきた電話が本当に消防署からの電話であるか、不審に思われた場合は、電話を一旦切り、市ホームページ（右下のQRコードから読み取れます。）を確認するか、管轄の消防署へ直接お問い合わせください。



お問合せ：仙台市消防局　予防部規制指導課指導係
TEL　022-234-1111（代表）　FAX　022-234-1411
mail　syo018060@city.sendai.jp

仙台消防　電話等調査

「消防署による火災予防のための電話等調査の実施について」
https://www.city.sendai.jp/yobo-shido/jigyosha/taisaku/bosai/jigyosha/denwatyousa.html